

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(2) <u>外国旅行にあつては、次に掲げる額</u></p> <p><u>ア 赴任の際市長の許可を受け、家族を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、着後滞在費および渡航雑費の合計額に相当する額</u></p> <p><u>イ アに規定する場合に該当せず、かつ、赴任後市長の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、アの規定に準じて算定した額</u></p> <p><u>ウ アに規定する場合に該当せず、かつ、本邦から外国に赴任後市長の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を赴任を命ぜられた日における居住地から本邦内の他の地に移転する場合には、前号アの規定に準じて算定した額</u></p> <p><u>エ 外国に赴任後市長の許可を受け、家族（アまたはイに規定する許可を受け移転した者であつて同居しているものに限る。）を本邦に移転する場合には、アの規定に準じて算定した額</u></p> <p><u>2 旅行命令権者は、公務上の必要または天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第1号イまたは第2号イもしくはウに規定する期間を延長することができる。</u></p> <p><u>(渡航雑費)</u></p> <p><u>第18条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料、査証手数料および外貨交換手数料ならびに入出国税その他外国旅行に必要なものとして規則で定める費用の額とする。</u></p> | <p><u>2 車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第11条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。</u></p> <p><u>3 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切捨てる。</u> <u>(日当)</u></p> <p><u>第18条 日当の額は、別表の定額による。</u></p> <p><u>2 鉄道100キロメートル未満、水路100キロメートル未満または陸路50キロメートル未満の旅行の場合における日当の額は、公務上の必要または天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除くほか、前項の規定にかかわらず、同項の定額の2分の1に相当する額による。</u></p> <p><u>3 鉄道、水路または陸路にわたる旅行について</u></p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;"><u>(死亡手当)</u></p> <p>第19条 <u>死亡手当は、職員またはその配偶者もしくは子の外国における死亡（第3条第2項第4号または第5号に規定する場合に限る。）に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、省令別表第5に定める額とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(退職者等の旅費)</u></p> <p>第20条 <u>第3条第2項第1号の規定により支給する旅費の額は、出張または赴任の例に準じて規則で定める範囲に応じて計算した額とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(遺族等の旅費)</u></p> <p>第21条 <u>第3条第2項第2号、第4号または第5号の規定により支給する旅費の額は、出張または赴任の例に準じて規則で定める範囲に応じて計算した額とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(旅費の支給額の上限)</u></p> <p>第22条 <u>鉄道賃、船賃、航空賃およびその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第8条第1項各号、第9条第1項各号、第10条第1項各号および第11条各号に掲げる各費用について、当該各条および第6条の規定により計算した額と現に支払った額とを比較し、当該各費用のいずれか少ない額とを合計した額とする。</u></p> <p>2 <u>宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）および渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第6条ならびに第12条、第13条、第15条、第16条、第17条第1項および第18条の規定</u></p> | <p><u>は、鉄道2キロメートル、水路2キロメートルをもつてそれぞれ陸路1キロメートルとみなして、前項の規定を適用する。</u></p> <p>4 <u>別に規則で定める地域の旅行における日当は、公務上の必要または天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除くほか、前3項の規定にかかわらず、支給しない。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(宿泊料)</u></p> <p>第19条 <u>宿泊料の額は、宿泊先の区分に応じた別表の定額による。</u></p> <p>2 <u>宿泊料は、水路旅行および航空旅行については、公務上の必要または天災その他やむを得ない事情により上陸または着陸して宿泊した場合に限り、支給する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(食卓料)</u></p> <p>第20条 <u>食卓料の額は、別表の定額による。</u></p> <p>2 <u>食卓料は、船賃もしくは航空賃のほかに別に食費を要する場合または船賃もしくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(移転料)</u></p> <p>第21条 <u>移転料の額は、そのつど任命権者が市長と協議して定める。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(着後手当)</u></p> <p>第22条 <u>着後手当の額は、別表の日当定額の5日分および赴任に伴い住所または居所を移転した地の存する地域の区分に応じた宿泊料定額の5夜分に相当する額による。</u></p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>により計算した額と現に支払った額とを比較し、当該各種目のいずれか少ない額を合計した額とする。</p> <p><u>(旅費の請求手続)</u></p> <p>第23条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者および概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書に必要な書類を添えて、当該旅費の支出または支払をする者に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部または一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうち、その書類を提出しなかったためその旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。</p> <p><u>(旅費の調整)</u></p> <p>第24条 旅行命令権者は、旅行者が本市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情によりまたは旅行の性質上この条例または旅費に関する他の法令の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費または通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費またはその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。</p> <p>2 旅行命令権者は、旅行者がこの条例または旅費に関する他の法令の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情によりまたは当該旅行の性質上困難である場合には、市長と協議して必要とする旅費を支給することができる。</p> <p><u>(旅費の特例)</u></p> <p>第25条 任命権者は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項もしくは第64条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、またはこの条例の規定により支給する旅費が、労働基準法第15条第3項もしくは第64条の規定による旅費もしくは費用に満たないときは、当該職員に対し、これらの規定による旅費もしくは費用に相当する金額またはその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。</p> | <p><u>(扶養親族移転料)</u></p> <p>第23条 扶養親族移転料の額は、そのつと任命権者が市長と協議して定める。</p> <p>第24条 削除</p> <p><u>(在勤地内旅行の旅費)</u></p> <p>第25条 職員が、在勤公署から片道2キロメートル以上の地点に在勤地内旅行を命ぜられたときは、その利用した交通機関が定める実費額を支給する。</p> <p>2 旅行者が市において借り入れまたは市有の船車等を使用したときは、前項の旅費は支給しない。</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p style="text-align: center;"><u>(旅費の返納)</u></p> <p><u>第26条</u> 市長は、旅行者がこの条例またはこれに基づく命令の規定に違反して旅費の支給または旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費または当該金額を返納させなければならない。</p> <p><u>2</u> 旅行者がこの条例またはこれに基づく規則その他の規程の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、市長は、前項に規定する返納に代えて、その後においてその者に対し支出し、または支払う給与または旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。</p> <p><u>3</u> 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。</p> <p style="text-align: center;"><u>(委任)</u></p> <p><u>第27条</u> この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p style="text-align: center;">《改正前を削る》</p> | <p style="text-align: center;"><u>(退職者等の旅費)</u></p> <p><u>第26条</u> <u>第3条第2項第1号</u>の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。</p> <p>(1) 職員が出張中に退職等となった場合には、次に規定する旅費</p> <p style="padding-left: 2em;">ア <u>退職等となった日</u>（以下「<u>退職等の日</u>」という。）にいた地から退職等の命令の通達を受け、またはその原因となった事実の発生を知った日（以下「<u>退職等を知った日</u>」という。）にいた地までの前職務相当の旅費</p> <p style="padding-left: 2em;">イ <u>退職等を知った日の翌日から3月以内</u>に出発した当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等を知った日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費</p> <p>(2) 職員が赴任中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、かつ、新在勤地を旧在勤地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費</p> <p><u>2</u> 職員が退職等の後、事務引継または残務整理等の用務のため旅行を命ぜられたときは、前職務相当の旅費を支給する。</p> <p style="text-align: center;"><u>(遺族の旅費)</u></p> <p><u>第27条</u> <u>第3条第2項第2号</u>の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。</p> <p>(1) 職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職務相当の旅費</p> <p>(2) 職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤地までの前職務相当の旅費</p> <p><u>2</u> 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、<u>第2条第1項第9号</u>に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。</p> <p><u>3</u> <u>第3条第2項第3号</u>の規定により支給する旅費は、そのつど任命権者が市長と協議して定める。</p> <p><u>第3章</u> 雑則</p> <p style="padding-left: 2em;">(旅費の調整)</p> |

| 改正後 | 改正前 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------|---|--------------------|--------------------|------------------|--|--------------------|--------------------|-----|-----|------------------|--------------------|--------------------|------------------|--------------|-------------|---------------|---------------|-------------|
| <p>《改正前を削る》</p> | <p>第 2 8 条 任命権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情によりまたは当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費または通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費またはその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。</p> <p>2 任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情によりまたは当該旅行の性質上困難である場合には、市長と協議して必要とする旅費を支給することができる。</p> <p style="text-align: center;">(外国旅行の旅費)</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>《改正前を削る》</p> | <p>第 2 9 条 外国に旅行を命ぜられた場合の旅費については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 1 4 号）の定めるところに準じ、そのつど市長が定める。</p> <p style="text-align: center;">(旅費の特例)</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>《改正前を削る》</p> | <p>第 3 0 条 任命権者は、職員について労働基準法（昭和 2 2 年法律第 4 9 号）第 1 5 条第 3 項もしくは第 6 4 条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、またはこの条例の規定により支給する旅費が、労働基準法第 1 5 条第 3 項もしくは第 6 4 条の規定による旅費もしくは費用に満たないときは、当該職員に対し、これらの規定による旅費もしくは費用に相当する金額またはその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。</p> <p style="text-align: center;">(委任)</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>《改正前を削る》</p> | <p>第 3 1 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>《改正前を削る》</p> | <p>別表（第 1 8 条—第 2 0 条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">日当 (1日に つき)</th> <th colspan="2">宿泊料 (1夜につき)</th> <th rowspan="2">食卓料 (1夜に つき)</th> </tr> <tr> <th>甲地方</th> <th>乙地方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長等</td> <td>円 3, 0 0 0</td> <td>円 1 4, 8 0 0</td> <td>円 1 3, 3 0 0</td> <td>円 3, 0 0 0</td> </tr> <tr> <td>7、6、 5級相当</td> <td>2, 6 0 0</td> <td>1 3, 1 0 0</td> <td>1 1, 8 0 0</td> <td>2, 6 0 0</td> </tr> </tbody> </table> | 区分 | 日当 (1日に つき) | 宿泊料 (1夜につき) | | 食卓料 (1夜に つき) | 甲地方 | 乙地方 | 市長等 | 円 3, 0 0 0 | 円 1 4, 8 0 0 | 円 1 3, 3 0 0 | 円 3, 0 0 0 | 7、6、 5級相当 | 2, 6 0 0 | 1 3, 1 0 0 | 1 1, 8 0 0 | 2, 6 0 0 |
| 区分 | 日当 (1日に つき) | | | 宿泊料 (1夜につき) | | | 食卓料 (1夜に つき) | | | | | | | | | | | |
| | | 甲地方 | 乙地方 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 市長等 | 円 3, 0 0 0 | 円 1 4, 8 0 0 | 円 1 3, 3 0 0 | 円 3, 0 0 0 | | | | | | | | | | | | | | |
| 7、6、 5級相当 | 2, 6 0 0 | 1 3, 1 0 0 | 1 1, 8 0 0 | 2, 6 0 0 | | | | | | | | | | | | | | |

| 改正後 | 改正前 | | | |
|--|------|------|--|--|
| | 職員 | | | |
| | 4、3、 | 2、20 | | |
| | 2、1級 | 0 | | |
| | 相当職員 | | | |
| <p>備考 宿泊料の欄中甲地方とは、東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市および神戸市のうち市長が定める地域その他これらに準ずる地域で市長が定めるものをいい、乙地方とは、その他の地域をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。</p> | | | | |

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の草津市職員等の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(草津市特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

3 草津市特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例（昭和31年草津市条例第20号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

| 改正後 | 改正前 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---------|---------------------------------|------|---------|---------|---------|-----|---------|-----------------------------|-----------|--------------|-------|-------|-----------|--------------|-------|-----------------------|---------|--|---|----|------|------|------|------|------|-----|------|---------------------------------|-----------|--------------|-------|-------|-----------|--------------|-------|-----------------------|------|--|
| <p>第1条～第3条 《現行どおり》 別表（第1条第1項、第2条第2項関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">報酬の額</th> <th style="text-align: center;">旅費の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">《現行どおり》</td> <td style="text-align: center;">《現行どおり》</td> <td style="text-align: center;">《現行どおり》</td> </tr> <tr> <td>選挙長</td> <td rowspan="8" style="text-align: center;">《現行どおり》</td> <td rowspan="8" style="text-align: center;">草津市職員等の旅費に関する条例による職員の旅費の相当額</td> </tr> <tr> <td>投票所の投票管理者</td> </tr> <tr> <td>期日前投票所の投票管理者</td> </tr> <tr> <td>開票管理者</td> </tr> <tr> <td>選挙立会人</td> </tr> <tr> <td>投票所の投票立会人</td> </tr> <tr> <td>期日前投票所の投票立会人</td> </tr> <tr> <td>開票立会人</td> </tr> <tr> <td>介護認定審査会委員および障害者総合支援法草</td> <td style="text-align: center;">《現行どおり》</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 区分 | 報酬の額 | 旅費の額 | 《現行どおり》 | 《現行どおり》 | 《現行どおり》 | 選挙長 | 《現行どおり》 | 草津市職員等の旅費に関する条例による職員の旅費の相当額 | 投票所の投票管理者 | 期日前投票所の投票管理者 | 開票管理者 | 選挙立会人 | 投票所の投票立会人 | 期日前投票所の投票立会人 | 開票立会人 | 介護認定審査会委員および障害者総合支援法草 | 《現行どおり》 | | <p>第1条～第3条 《省略》 別表（第1条第1項、第2条第2項関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">報酬の額</th> <th style="text-align: center;">旅費の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">《省略》</td> <td style="text-align: center;">《省略》</td> <td style="text-align: center;">《省略》</td> </tr> <tr> <td>選挙長</td> <td rowspan="8" style="text-align: center;">《省略》</td> <td rowspan="8" style="text-align: center;">草津市職員等の旅費に関する条例による7級相当職員の旅費の相当額</td> </tr> <tr> <td>投票所の投票管理者</td> </tr> <tr> <td>期日前投票所の投票管理者</td> </tr> <tr> <td>開票管理者</td> </tr> <tr> <td>選挙立会人</td> </tr> <tr> <td>投票所の投票立会人</td> </tr> <tr> <td>期日前投票所の投票立会人</td> </tr> <tr> <td>開票立会人</td> </tr> <tr> <td>介護認定審査会委員および障害者総合支援法草</td> <td style="text-align: center;">《省略》</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 区分 | 報酬の額 | 旅費の額 | 《省略》 | 《省略》 | 《省略》 | 選挙長 | 《省略》 | 草津市職員等の旅費に関する条例による7級相当職員の旅費の相当額 | 投票所の投票管理者 | 期日前投票所の投票管理者 | 開票管理者 | 選挙立会人 | 投票所の投票立会人 | 期日前投票所の投票立会人 | 開票立会人 | 介護認定審査会委員および障害者総合支援法草 | 《省略》 | |
| 区分 | 報酬の額 | 旅費の額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 《現行どおり》 | 《現行どおり》 | 《現行どおり》 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 選挙長 | 《現行どおり》 | 草津市職員等の旅費に関する条例による職員の旅費の相当額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 投票所の投票管理者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 期日前投票所の投票管理者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 開票管理者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 選挙立会人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 投票所の投票立会人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 期日前投票所の投票立会人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 開票立会人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 介護認定審査会委員および障害者総合支援法草 | 《現行どおり》 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区分 | 報酬の額 | 旅費の額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 《省略》 | 《省略》 | 《省略》 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 選挙長 | 《省略》 | 草津市職員等の旅費に関する条例による7級相当職員の旅費の相当額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 投票所の投票管理者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 期日前投票所の投票管理者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 開票管理者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 選挙立会人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 投票所の投票立会人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 期日前投票所の投票立会人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 開票立会人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 介護認定審査会委員および障害者総合支援法草 | 《省略》 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 改正後 | | | 改正前 | | |
|---------|---------|---------|---------|------|------|
| 津市審査会委員 | | | 津市審査会委員 | | |
| 審理員 | 《現行どおり》 | | 審理員 | 《省略》 | |
| 附属機関の委員 | 《現行どおり》 | | 附属機関の委員 | 《省略》 | |
| その他の構成員 | 《現行どおり》 | | その他の構成員 | 《省略》 | |
| 《現行どおり》 | | 《現行どおり》 | 《省略》 | | 《省略》 |

(草津市実費弁償条例の一部改正)

4 草津市実費弁償条例（平成 3 年草津市条例第 2 2 号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| 第 1 条～第 2 条 《現行どおり》 (実費弁償の額) 第 3 条 《現行どおり》 2 前項の旅費は、鉄道賃、船賃、 <u>航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費および宿泊手当</u> とし、その額は、草津市職員等の旅費に関する条例（昭和 5 4 年草津市条例第 3 1 号）の規定に基づき支給する一般行政職給料表の適用を受ける職員の旅費の額と同額とする。 第 4 条～第 5 条 《現行どおり》 | 第 1 条～第 2 条 《省略》 (実費弁償の額) 第 3 条 《省略》 2 前項の旅費は、鉄道賃、船賃、 <u>車賃、日当および宿泊料</u> とし、その額は、草津市職員等の旅費に関する条例（昭和 5 4 年草津市条例第 3 1 号）の規定に基づき支給する一般行政職給料表の適用を受ける職員のうち <u>4 級の職務にある者の旅費の額と同額とする。ただし、市内に居住する証人等での旅費は、日当のみとする。</u> 第 4 条～第 5 条 《省略》 |

(草津市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部改正)

5 草津市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例（令和元年草津市条例第 3 0 号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| 第 1 条～第 1 4 条 《現行どおり》 (旅費) 第 1 5 条 会計年度任用職員の旅費は、草津市職員等の旅費に関する条例（昭和 5 4 年草津市条例第 3 1 号）に規定する <u>職員</u> の例により支給する。 第 1 6 条 《現行どおり》 別表 《現行どおり》 | 第 1 条～第 1 4 条 《省略》 (旅費) 第 1 5 条 会計年度任用職員の旅費は、草津市職員等の旅費に関する条例（昭和 5 4 年草津市条例第 3 1 号）に規定する <u>4、3、2、1 級相当職員</u> の例により支給する。 第 1 6 条 《省略》 別表 《省略》 |

(草津市消防団条例の一部改正)

6 草津市消防団条例（昭和 3 8 年草津市条例第 1 6 号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| 第 1 条～第 1 3 条 《現行どおり》 (費用弁償) 第 1 4 条 《現行どおり》 2 旅費の額およびその支給方法は、草津市職員等の旅費に関する条例(昭和 5 4 年草津市条例第 3 1 号)の規定を準用し、 <u>職員</u> の旅費の相当額とする。 | 第 1 条～第 1 3 条 《省略》 (費用弁償) 第 1 4 条 《省略》 2 旅費の額およびその支給方法は、草津市職員等の旅費に関する条例(昭和 5 4 年草津市条例第 3 1 号)の規定を準用し、 <u>団長、副団長および分団長にあつては 7 級相当職員、その他の団員にあつては 4 級相当職員</u> の旅費の相当額とする。 |
| 第 1 5 条～第 1 7 条 《現行どおり》 別表第 1～別表第 2 《現行どおり》 | 第 1 5 条～第 1 7 条 《省略》 別表第 1～別表第 2 《省略》 |

(令和 7 年 1 2 月 2 4 日 掲 示 済 み)

草津市手数料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 1 2 月 2 4 日

草津市長 橋 川 涉

草津市条例第 3 0 号

草津市手数料条例等の一部を改正する条例
 (草津市手数料条例の一部改正)

第 1 条 草津市手数料条例(昭和 5 3 年草津市条例第 4 号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

| 改正後 | 改正前 | | | | | | | | |
|--|--|-----|--|--|--|----|-----|--|--|
| 第 1 条～第 1 0 条 《現行どおり》 別表(第 2 条関係) 1～5 《現行どおり》 6 草津市美術展覧会実施規則(昭和 5 6 年草津市教育委員会規則第 1 号)の規定に基づき実施する草津市美術展覧会への出品手数料は、1 点につき <u>7 0 0 円</u> とする。 7～8 《現行どおり》 9 《現行どおり》 (1) 占有者が、特定家庭用機器の収集および法に基づく指定引取場所への運搬を委託する場合における手数料は、次の表のとおりとする。 | 第 1 条～第 1 0 条 《省略》 別表(第 2 条関係) 1～5 《省略》 6 草津市美術展覧会実施規則(昭和 5 6 年草津市教育委員会規則第 1 号)の規定に基づき実施する草津市美術展覧会への出品手数料は、1 点につき <u>6 0 0 円</u> とする。 7～8 《省略》 9 《省略》 (1) 占有者が、特定家庭用機器の収集および法に基づく指定引取場所への運搬を委託する場合における手数料は、次の表のとおりとする。 | | | | | | | | |
| <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">分類</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">手数料</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"> </td> <td style="height: 20px;"> </td> </tr> </table> | 分類 | 手数料 | | | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">分類</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">手数料</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"> </td> <td style="height: 20px;"> </td> </tr> </table> | 分類 | 手数料 | | |
| 分類 | 手数料 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| 分類 | 手数料 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

| 改正後 | | 改正前 | |
|---|-----------------------------|---|-----------------------------|
| ユニット形エアコンディショナー (ウインド形エアコンディショナーまたは室内ユニットが壁掛け形もしくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。) | 1 台につき <u>3, 8 0 0 円</u> | ユニット形エアコンディショナー (ウインド形エアコンディショナーまたは室内ユニットが壁掛け形もしくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。) | 1 台につき <u>3, 7 0 0 円</u> |
| テレビジョン受信機のうち、次に掲げるもの ア ブラウン管式のもの イ <u>液晶式のものおよび有機エレクトロルミネセンス式のもの</u> (いずれも電源として一次電池または蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。) <u>ならびに</u> プラズマ式のもの | 1 台につき <u>2, 2 0 0 円</u> | テレビジョン受信機のうち、次に掲げるもの ア ブラウン管式のもの イ 液晶式のもの(電源として一次電池または蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。) <u>および</u> プラズマ式のもの | 1 台につき <u>2, 1 0 0 円</u> |
| 電気冷蔵庫および電気冷凍庫 | 1 台につき <u>5, 6 0 0 円</u> | 電気冷蔵庫および電気冷凍庫 | 1 台につき <u>5, 5 0 0 円</u> |
| 《現行どおり》 | 《現行どおり》 | 《省略》 | 《省略》 |

(2)~(3) 《現行どおり》
 1 0 ~ 1 3 《現行どおり》
 1 4 《現行どおり》
 (1)~(5)の 4 《現行どおり》
 (52) 建築基準法施行令(昭和 2 5 年政令第 3 3 8 号。以下この項において「政令」という。)第 1 3 7 条の 1 2 第 1 1 項または第 1 2 項の規定に基づく建築物の大規模の修繕または大規模の模様替の認定の申請に対する審査
 建築物の大規模の修繕または大規模の模様替の認定申請手数料 1 件につき 3 2, 0 0 0 円
 (52)の 2 ~ (58) 《現行どおり》
 1 5 《現行どおり》
 (1) 《現行どおり》
 (2) 租税特別措置法第 2 8 条の 4 第 3 項第 5 号イもしくは第 6 3 条第 3 項第 5 号イまたは第 3 1 条の 2 第 2 項第 1 4 号ハもしくは第 6 2 条の 3 第 4 項第 1 4 号ハに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査
 優良宅地造成認定申請手数料

(2)~(3) 《省略》
 1 0 ~ 1 3 《省略》
 1 4 《省略》
 (1)~(5)の 4 《省略》
 (52) 建築基準法施行令(昭和 2 5 年政令第 3 3 8 号。以下この項において「政令」という。)第 1 3 7 条の 1 2 第 6 項または第 7 項の規定に基づく建築物の大規模の修繕または大規模の模様替の認定の申請に対する審査
 建築物の大規模の修繕または大規模の模様替の認定申請手数料 1 件につき 3 2, 0 0 0 円
 (52)の 2 ~ (58) 《省略》
 1 5 《省略》
 (1) 《省略》
 (2) 租税特別措置法第 2 8 条の 4 第 3 項第 5 号イもしくは第 6 3 条第 3 項第 5 号イまたは第 3 1 条の 2 第 2 項第 1 4 号ハもしくは第 6 2 条の 3 第 4 項第 1 4 号ハに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査
 優良宅地造成認定申請手数料